

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：私立学校振興費

事業名 私立高等学校等授業料軽減補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 私学振興・青少年課 私学助成係 電話番号：058-272-1111 (内 2462)

E-mail：c11151@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 246,838千円 (前年度予算額：203,837千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	203,837	1,027	0	0	0	0	0	0	202,810
要求額	246,838	6,429	0	0	0	0	0	0	240,409
決定額			0	0	0	0	0	0	

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成22年度から私立高等学校等の高校生の学費負担の軽減を目的として「高等学校等就学支援金」制度が創設され、平成26年度には、国が「所得制限の導入」及び「公私間格差の是正のため私立学校等の生徒に対する就学支援金の加算の拡充」を行ったことに合わせ、県の補助制度の見直しを行った。

令和2年度より、国が、私立高等学校に通う年収590万円未満世帯を対象に就学支援金の支払上限額を私立高校の平均授業料を勘案した水準まで引き上げることに伴い、県補助制度の見直しを行った。

(2) 事業内容

家庭の状況に関わらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高校生等のうち世帯年収590万円～700万円世帯の生徒に対して、高等学校等就学支援金の基準額である年間118,800円に加え、県単独で118,800円(通信制課程59,400円)の支援を実施する。

また、私立高等学校等の家計急変世帯へ118,800円～158,400円(通信制課程89,100円～118,800円)及び私立小中学生の家計急変世帯への153,000円の補助

を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

平成 26 年度で国の「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」を活用した基金事業が終了したが、県単独事業として補助事業を継続してきた。

令和 2 年度より、国就学支援金制度の見直しにより、世帯年収 590 万円未満の世帯に対して私立高等学校の平均授業料を勘案した水準に引き上げが行われることを踏まえて、授業料軽減補助金においては、世帯年収 590～700 万円世帯に対して、加算を行う補助制度に見直しを行った。

世帯年収	令和元年度まで		令和 2 年度から	
	授業料軽減補助金	就学支援金	授業料軽減補助金	就学支援金
270 万円未満	<u>12,000 円</u>	297,000 円	—	396,000 円※1
270 万円以上 350 万円未満	<u>53,544 円</u>	237,600 円	—	396,000 円※1
350 万円以上 590 万円未満	<u>35,700 円</u>	178,200 円	—	396,000 円※1
590 万円以上 700 万円未満	—	118,800 円	<u>118,800 円※2</u>	118,800 円
700 万円以上 910 万円未満	—	118,800 円	—	118,800 円

※ 1 通信制課程の就学支援金は 297,000 円。

※ 2 通信制課程の授業料軽減補助金は 59,400 円

(4) 類似事業の有無

- ・私立高等学校等就学支援補助金
- ・私立高等学校中途退学者学び直し支援補助金

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	246,838	私立高校生等のいる保護者の経済的負担を軽減するため、学校が減免した授業料の一定額を助成する
合計	246,838	

決定額の考え方

3 参考事項

(1) 国・他県の状況

従来の高等学校等就学支援金に対しては、33 都道府県で授業料に対する県単独の追加支援（上乘せ補助）を実施（令和 2 年 8 月時点）。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	私立高等学校等授業料軽減補助金
補助事業者（団体）	私立高等学校等の設置者 （理由）私立高等学校に通う世帯の課題である教育費負担に対して対応するため。
補助事業の概要	（目的）私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図る。 （内容）県内の私立高等学校等の設置者が授業料の軽減を行う場合に補助金を交付する。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）対象の所得区分に対して定額。 （理由）私立高等学校に通う世帯の授業料負担軽減を支援し公立高校世帯との負担格差を軽減するため。
補助効果	私立高等学校生徒の保護者の授業料負担を軽減し、公立高校世帯との授業料負担格差の是正を図る。
終期の設定	終期 令和5年度 （理由）終期到来時の達成状況や事業運営状況等を踏まえて、その後の方針を検討する。

（事業目標）

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>私立高等学校等における保護者の経済的負担を軽減することにより、私立高等学校に在籍する生徒の教育の機会を確保する。</p> <p>補助要件に適合するもので授業料軽減補助金の交付を希望する者すべてに補助金を交付する。</p>
--

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
対象年収世帯に対する修学支援であり、数値目標の設定ができない	/	/	/

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	H3年度 (要求)
補助金交付実績	177,335	181,213	179,169	(予算額) 203,837千円	(要求額) 246,838千円
指標①目標	/	/	/	/	/
指標①実績	/	/	/	(推計値) %	(推計値) %
指標①達成率	/	/	/	(推計値) %	(推計値) %

(前年度の成果)

私立高校生等のいる保護者の経済的負担を軽減した。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
国の高等学校等就学支援金の制度状況や社会経済情勢等を見据えながら、私立高校等へ通う生徒・世帯への適切な支援を今後とも進めていく必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	公私の保護者負担格差の状況などに応じて、保護者の経済的負担の軽減を図る必要がある。また、私立学校法において、私立高等学校等については、県が所管庁となっており、県が実施主体となる必要がある。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	補助対象となる高校生等全てに補助制度が活用されており、全ての修学の意思のある高校生等が、私立高等学校等で安心して教育を受けることができるよう、就学機会の確保に貢献している。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	私立高等学校等に就学する高校生等に対する授業料の減免を行う学校設置者に対して、県が補助金を交付することで、効率よく確実に、私立高校生等の保護者の経済的負担が軽減される。

(事業の見直し検討)

保護者の経済的負担の軽減及び授業料負担の公私間格差の状況から、教育の機会均等に資することができるよう私立高等学校等に在籍する高校生等に対して、今後も授業料軽減補助を実施する。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)